

資料編 第1章 上位・関連計画の整理

本計画に関連する方策等を中心に上位・関連計画を整理します。

第6次新宮町総合計画 前期基本計画（令和3（2021）年3月）	
■計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
■町の将来像	人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう
■まちづくりの 基本理念	<ul style="list-style-type: none">・ 人を思いやり快適に暮らせるまちづくり・ 環境を活かし次世代へつなぐまちづくり・ 共に活動し共に活躍するまちづくり
■基本目標	<ol style="list-style-type: none">1 子育て環境が充実したまち2 自分らしく豊かな心を育むまち3 共に支え合い健やかに暮らせるまち4 環境にやさしく快適に暮らせるまち5 安全で安心して暮らせるまち6 地域の魅力を活かし賑わいを生みだすまち7 みんなの力でつくる持続可能なまち
■立地適正化計画に関する方策等	
基本目標4 環境にやさしく快適に暮らせるまち	
●魅力ある土地利用の推進	
○良好な市街地の保全と形成 <ul style="list-style-type: none">■ 良好な住環境の保全や創出のため、地区計画、建築協定、緑地協定の導入を推進■ 良好な市街地の整備を進めるため、土地区画整理事業の手法を積極的に導入	
○地域に応じた土地利用の推進 <ul style="list-style-type: none">■ 新宮町都市計画マスタープランに基づき、自然環境や営農環境の保全、魅力ある市街地の形成を行い、適切な土地利用を推進■ 地域の特徴を活かした魅力ある景観を次世代へ引き継ぐため、景観条例や景観計画を策定し、住民・事業者と連携して保全	
●安全に移動できる道路網の整備	
○都市計画道路・生活道路の整備 <ul style="list-style-type: none">■ 都市計画道路三代・的野線の早期整備に向け計画的な取り組みを推進■ 国道3号など幹線道路の渋滞緩和や防災機能の向上を図るため、都市計画道路など道路ネットワーク全体の検証を行い、計画ルートの新設・見直し・廃止について検討■ 防災活動拠点である新宮ふれあいの丘公園周辺における安全な避難路や救援物資などの輸送路の確保のため、新たな道路整備を推進	
●公共交通などの充実	
○公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none">■ 公共交通機関の維持及び利用者の利便性向上のため、乗り継ぎ、乗り換えを行いややすい交通システムの充実・向上■ コミュニティバス「マリンクス」の乗降客情報や住民ニーズを把握し、必要に応じて路線変更や運行時刻の見直しなどの利便性の向上■ 渡船「しんぐう」の、利用者数の動向により運行ダイヤを見直すなどの利便性の向上■ 自動車への依存を弱め、多様な移動手段をバランス良く利用できるための取組検討	

基本目標5 安全で安心して暮らせるまち

●災害に強いまちづくりの推進

○防災対策の充実

- 国、県、消防、警察などの関係機関と連携し、総合的な防災対策への体制づくり推進
- 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の設立を支援し、防災訓練の実施を推進

○災害危険箇所への対策と整備

- 水害や土砂災害を防ぐため、治水を目的とした河川護岸整備を計画的に実施
- 土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備推進
- 大雨時の家屋の浸水や道路の冠水対策のため、既存の公園や広場などを利用した雨水調整池などの整備を検討

第2期 新宮町 まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2（2020）年3月）

■計画期間	令和2（2020）年度から令和6（2024）年度
■人口の将来展望	令和42（2060）年に32,000人を維持することを目標
■戦略の基本目標	
<p>① 地域にしごとをつくり安心して働くようにし、これを支える人材を育て活かす ② 地域への新しいひとの流れをつくる ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会をつくる ④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する</p>	
■立地適正化計画に関する方策等)	
具体的な施策	
基本目標2	
施策-3 町内の人口減少地域（相島を除く）での定住促進や環境整備に資する取組	
基本目標4	
施策-3 防災・防犯等の安心して暮らせるまちづくりに資する取組	
施策-4 地域コミュニティの維持や、まちづくり活動の活性化に資する取組	
施策-6 地域交通等のインフラの維持や最適化に資する取組	

新宮町 都市計画マスタープラン （令和3（2021）年3月）

■目標年次	令和13（2031）年度
■将来都市像	環境共生 次世代へつなぐ スマート・コンパクトシティ 新宮
■立地適正化計画に関する方策等	

将来都市構造

<①中心拠点>

JR新宮中央駅周辺地区に、町全域からの利用が見込まれる医療・福祉、商業、行政等の高次都市機能を集積することにより、生活利便性を高める機能だけではなく、都市全体の活動をけん引し、都市イメージを向上させる役割をめざす。

<②防災拠点>

災害発生時の防災活動拠点となる機能を有した新宮ふれあいの丘公園や、この公園と連携した中長期の避難活動に対応できる機能を配備した新宮東中学校といった公的施設と、避難時の生活支援物資の提供やストックヤード、あるいは健康維持等の支援機能を備えた民間企業が進出予定の新市街地周辺、また、東部地域に点在する土砂災害警戒区域を考慮し、緊急時の避難や中長期の避難活動に対応できる施設として立花口地区のスマートインターチェンジ周辺開発事業予定地の一部を防災拠点と設定し、安心して暮らせるまちづくりの実現をめざす。

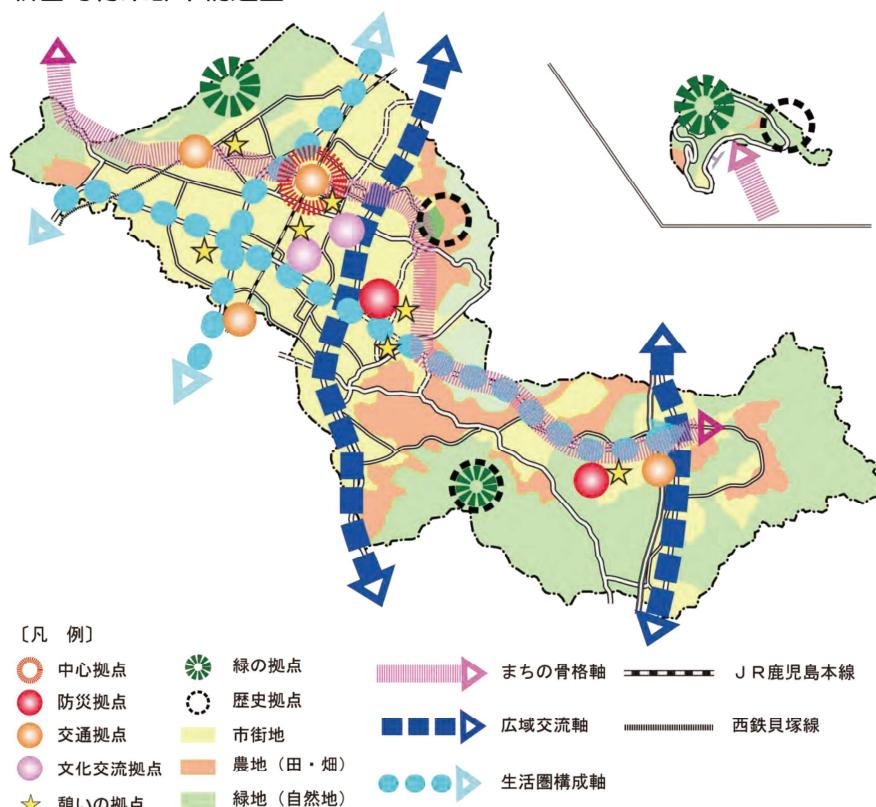
<③交通拠点>

交通結節点となっている鉄道駅を交通拠点と位置づけ、交通手段を円滑かつ快適に利用できる環境整備・維持をめざす。また、検討中の九州自動車道に接続するスマートインターチェンジについても自動車の交通結節点として交通拠点に位置づける。

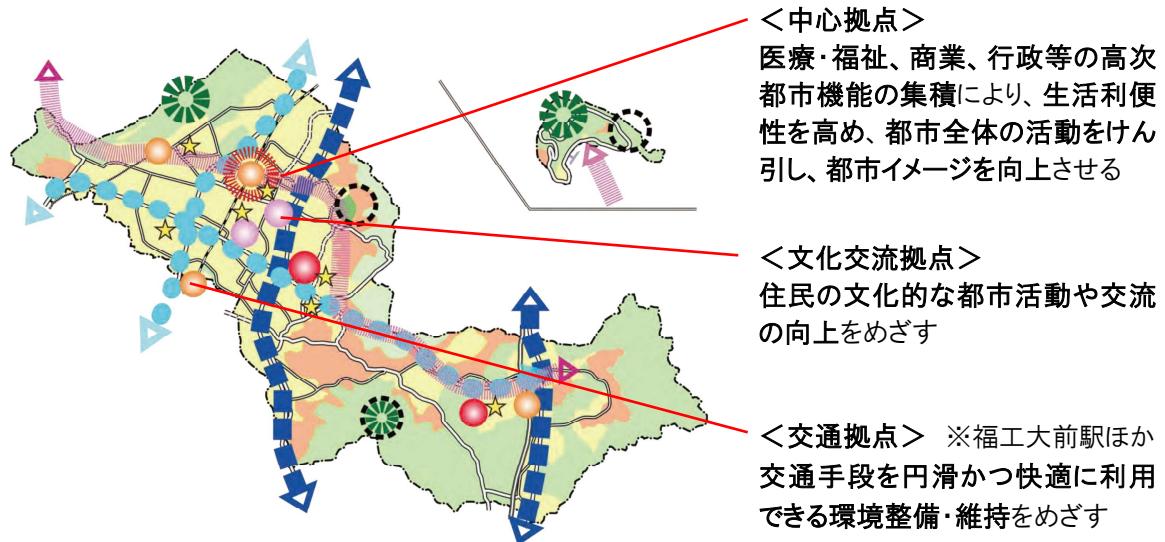
<④文化・交流拠点>

シーオーレ新宮やそぴあしんぐうを中心に文化や住民の交流機能が集積する地区に指定し、住民の文化的な都市活動や交流の向上をめざす。

新宮町将来都市構造図



■将来都市構造における拠点、軸の設定



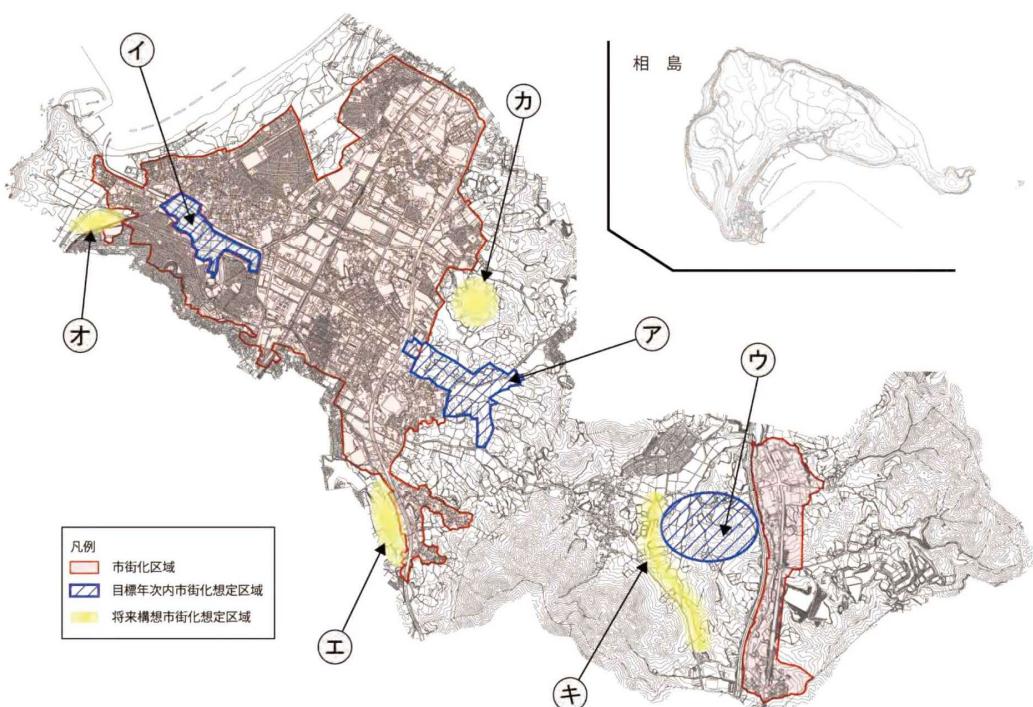
市街化区域の規模

【目標年次までに市街化を想定している区域】

- (ア) 三代土地区画整理事業予定区域（約 31.1ha）
- (イ) 下府土地区画整理事業予定区域及び隣接農地（約 23ha）
- (ウ) 立花口地区スマートインターチェンジ周辺開発事業検討区域周辺（約 50ha）

【将来構想として市街化を検討している区域】

- (エ) 国道 3 号沿線 原上カマト地区
- (オ) 県道湊塩浜線沿線 湊地区
- (カ) 新宮ふれあいの丘公園北側 上府地区
- (キ) スマートインターチェンジ周辺開発事業検討区域西側 立花口地区



土地利用の基本的な考え方

●市街化区域

現況の土地利用や今後の市街地整備等を踏まえ、用途規制をはじめ地区計画や条例・要綱等の各種制度を活用し、それぞれの地域特性を活かしながら、適切な土地利用を進める。

●住居と住居以外の用途が混在している地区

地域特性を踏まえながら、調和を図るとともに、必要に応じて地区計画等の制度を活用し、良好な環境形成を進める。

●市街化区域に隣接する市街化調整区域

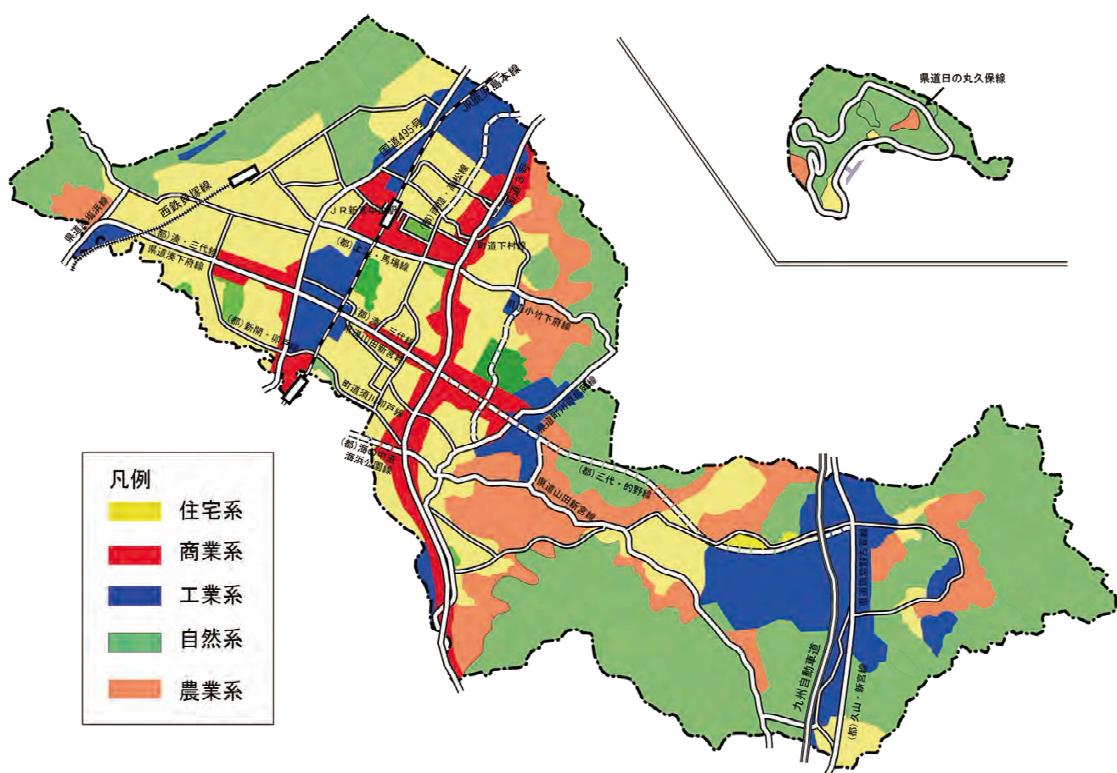
無秩序な市街化の抑制を前提としながらも、土地利用の状況に応じて、地区計画等を活用し、良好な居住環境や工業環境の形成を図る。

●市街化調整区域

無秩序な市街化を抑制し、良好な田園環境や森林環境の保全を図る。

●相島地区

漁業集落は現状の住宅地としての土地利用を維持し、山林や海岸などの自然環境は、景観及び生態系保全、災害防止、水源涵養などの観点から貴重な自然空間として保全・活用する。



図：土地利用方針図

土地利用の方針

●市街化区域

<住居系>

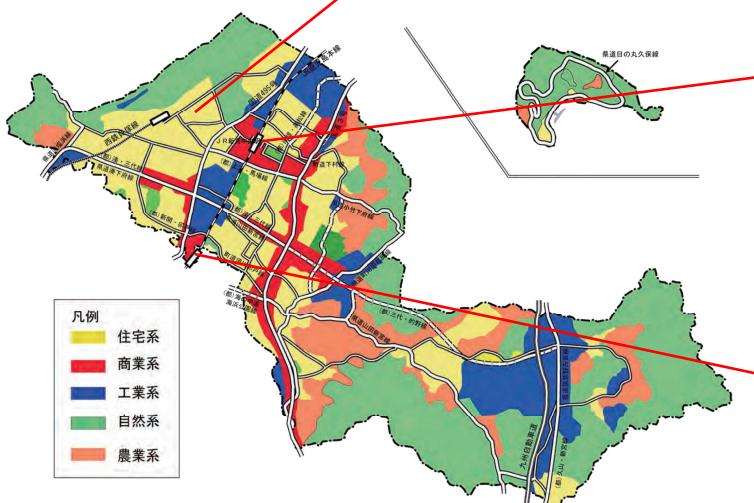
- 定住環境を確保するため、道路、公園、下水道などの都市基盤の整備、充実を図りつつ、都市空間に潤いや賑わい、安らぎ、ゆとり、美しさといった、多様な都市の魅力を提供する良好な居住環境を有した市街地を形成する。

<商業系>

- 中心拠点に交流機能の充実を図りつつ、住民生活の利便性を高め、地域環境と調和した魅力ある商業・業務地の形成を推進し、三代地区の災害支援活動拠点市街地予定地には、災害発生時に防災活動拠点と連携する商業施設等の立地をめざす。

<住居系>

定住環境を確保するため、道路、公園、下水道などの都市基盤の整備、充実を図りつつ、多様な都市の魅力を提供する良好な居住環境を有した市街地を形成



<商業系>

JR 新宮中央駅周辺ゾーン JR 新宮中央駅周辺地区は、各種都市機能を複合的に集積するとともに、駅周辺の居住環境に配慮しつつ、上質な都市型の洗練された利便性の高いまちづくりを推進

<商業系>

JR 福工大前駅周辺ゾーン JR 福工大前駅及びその周辺地は、住宅と商業・業務施設等が調和した複合系の商業地の形成を推進

●市街化調整区域

<住居系>

- 集落のコミュニティ維持のため、地区計画制度や特別指定区域制度を用いて必要な開発誘導や建築許可による定住環境の確保を図り、緑豊かな住環境の保全をめざす。

<工業系>

- 市街化区域内にまとまった規模の工場適地を配置することが困難であることから、産業誘致施策との連携の下、公害の抑制、災害防止、交通安全等の確保、緑化の推進など、周辺の集落や自然環境との調和を図りながら、地区計画制度などを活用し、計画的な土地利用を図る。

●相島地区

<住居系>

- 漁業集落は、現状の住宅地としての土地利用を維持する。

安全・安心のまちづくりの方針

- 防災活動拠点等の整備
- 避難機能の強化
- 災害に強い市街地の形成
- 防災意識の高揚と地域防災体制の充実

環境保全の方針

- コンパクトな市街地の形成等による二酸化炭素排出量の削減、省エネルギー化やクリーンエネルギーの利用促進、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進など、循環型社会、低炭素社会の実現に向けた取組を全町的に進める。
- 自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラに関する取組みを推進し、持続可能な循環型社会、低炭素社会の実現をめざす。

新宮町公共施設等総合管理計画 （平成 29（2017）年 3月）

■計画期間	平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度
■基本方針	方針 1 公共施設の適正配置を図る ① 公共施設(建築物)の適正な配備計画 ② 既存施設の見直しと複合化、縮減 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る ① 予防保全型の維持補修への転換 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す ① 維持管理コストの最適化 ② 民間活力の積極的な活用
■立地適正化計画に関する方策等	
公共施設等の課題	
課題 1 少子・高齢化の進展に対する課題 課題 2 財源の減少に対する課題 課題 3 増加する住民へのサービスの充実と施設量縮減、除却に関する課題	
公共施設等の維持管理方針	
(6) 統合や廃止の推進方針	
<ul style="list-style-type: none">▪ 施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止等の取組みを進め、保有総量の縮減を図る。▪ 公共施設の更新を行う場合には単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とする。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとする。▪ それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないのか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないのか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行う。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討する。▪ 除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進する。	

新宮町高齢者保健福祉計画（令和4（2022）年3月）	
■計画期間	令和4（2022）年度から令和6（2024）年度
■基本理念	高齢者が健康で、生きがいあふれ、安心して暮らせるまちづくり
■基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者が健康に暮らせるまちづくり ② 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり ③ 高齢者が安心して暮らせるまちづくり ④ 相島の高齢者保健福祉
■立地適正化計画に関する方策等	
<h3>地域包括ケアシステム構築の推進</h3> <h4>地域包括支援センターの相談窓口体制の強化</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 高齢者の抱える様々な問題への対応は「地域包括ケア」を視野に入れながら地域ニーズの発見・検討・解決の仕組みを作る。また、地域住民や団体、事業者、行政等のネットワークを構築し、相談しやすい体制の整備を図る。 	
<h4>地域での安全・安心な暮らし</h4> <h4>安心して移動できる環境づくりの実現</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▪ だれもが日常的に利用する施設等に安心して移動できるようにするために、安全で快適な歩道、分かりやすい案内サインなど、移動しやすい環境づくりを推進する。 	

第2期 新宮町 子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年3月）	
■計画期間	令和2（2020）年度から令和6（2024）年度
■基本理念	地域とともに育む 子どもと新宮の未来
■立地適正化計画に関する方策等	
<h3>教育・保育提供区域の設定</h3> <p>本町の行政面積が狭く、町民の生活圏としても分断されていないことなどを理由に、「町全域」を一つの教育・保育提供区域と設定する</p> <h4>放課後児童健全育成事業（学童保育所）</h4> <h5>【量の見込み、確保方策】</h5> <p>最大見込み人数は令和2年度の598人で、その後は児童数の減少に伴い、徐々に減少が見込まれる。ただし、児童数の増加が見込まれる小学校区があるため、状況により学童保育所の整備を検討する。</p> <h4>地域子育て支援拠点事業</h4> <h5>【量の見込み、確保方策】</h5> <p>最大見込み量は令和2年度の1,203人日/月で、その後は徐々に減少が見込まれる。今までどおり「かんがるーひろば」で事業を継続し、関係機関や各種支援団等との連携を図り、地域ぐるみの子育て支援に取り組む。</p>	

新宮町国土強靭化地域計画（令和5（2023）年2月）

■基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

■立地適正化計画に関する方策等

リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針

<津波・高潮による多数の死傷者の発生>

- ・ 海岸保全施設等の津波・高潮・侵食対策
- ・ 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進
- ・ 河川施設の地震・津波対策
- ・ 津波・高潮に対する避難体制の強化
- ・ 渔村地域における防災・減災対策の推進

<河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生>

- ・ 激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策
- ・ 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進

<大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生>

- ・ 大規模な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施
- ・ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進
- ・ 治山施設の整備
- ・ 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化
- ・ 山地災害危険地区の指定・公表

<情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生>

- ・ 避難所の円滑な運営
- ・ 避難行動支援者の避難支援
- ・ 外国人に対する支援
- ・ 防災教育の推進

新宮町地域防災計画（令和5（2023）年3月）	
■計画の目的	町の地域における災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する
■基本方針	町の防災に関し、防災関係機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図る
■立地適正化計画に関する方策等	
<p><治水・治山計画></p> <p>河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握し、必要な区域の指定等を行う。</p> <p>水災について、複合的な災害に多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、多様な関係者で密接な連携体制を構築する。</p>	
<p><土砂災害予防計画></p> <p>土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、町はそれに基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成など、土砂災害の防止に努める。</p>	
<p><高潮災害予防計画></p> <p>高潮浸水想定区域における避難の確保等について、必要に応じて定め、住民等への周知を行う。情報収集や指示等の体制を整備し、広域かつ確実な情報伝達を行う。</p> <p>また、避難対策の整備、住民への啓発活動等を実施する。</p>	
<p><津波災害予防計画></p> <p>津波による災害を防止するため、日頃からの沿岸地域住民に対する津波に関する知識の普及と併せて、津波警報等の情報伝達体制の整備について推進する。</p>	
<p><都市防災化計画></p> <p>過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。</p> <p>立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進し、ハード・ソフト両面からの対策を定める防災指針を位置付ける。</p>	

第2次新宮町環境基本計画（令和6（2024）年3月）	
■計画期間	令和6（2024）年度から令和14（2032）年度
■計画の目的	“身近な地域”における“持続可能な社会の構築”および“脱炭素社会”的実現に向けた、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進
■目指す環境のすがた	こころをつなぎ みどりあふれるまち
■立地適正化計画に関する方策等	
目標1. 地球環境の保全	
（1）省エネルギーの取り組みの推進	
・公共施設のLED化や次世代自動車への買い替えなど省エネルギー製品の導入を推進 ・町全体の温室効果ガス排出削減を促進	
（2）再生可能エネルギー導入の普及促進	
・設置可能な公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入を推進 ・住宅や事業所への太陽光発電設備や蓄電池導入の支援を検討 ・太陽光だけでなく、その他再生可能エネルギーの活用	
（3）気候変動の影響への適応策	
・新宮町ハザードマップによる災害危険箇所などを周知	
目標2. 自然環境の保全と活用	
（1）優れた自然環境の保全	
・自然環境の保全	
目標3. 快適環境の創造	
（2）まちの緑・景観の整備と維持管理	
・都市公園などの整備と維持管理 ・街並み景観の向上	

再生可能エネルギー導入戦略（令和5（2023）年2月）	
■計画の目的	町の再生可能エネルギーのポテンシャルを把握し、それをどれくらい、どのように導入することでゼロカーボンシティを実現できるのかを確認する
■令和32（2050）年カーボンニュートラル実現に向けた基本的考え方	新宮町の自然や景観と調和しながら、住民、事業者、行政が太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、徹底した省エネ、二酸化炭素吸収機能を有する緑地空間の整備・保全に取り組み、令和32（2050）年カーボンニュートラルを実現する。また、蓄電池の導入などによる災害へのレジリエンスの強化、移動手段の脱炭素化・充実などにより、安心して快適に暮らせるまちを形成する。
■立地適正化計画に関する方策等	
<p><再生可能エネルギーの導入促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 下府地区及び三代地区における再生可能エネルギー最大限の導入と地域マイクログリッドの構築 <p><省エネ対策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 日常における省エネ行動（移動手段の選択） 新築建築物へのZEH・ZEBの導入 次世代自動車への買い替え 	

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針/福岡県（令和3（2021）年4月告示）

■都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ことができる都市づくり ・安全で快適な生活を支える都市づくり ・自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり ・活気にあふれた個性が輝く都市づくり ・多様な主体が参画するまちづくり
■都市づくりの目標	福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際中枢都市圏を目指す 福岡都市圏
■立地適正化計画に関する方策等	
<p><災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺部の山地等で、災害発生等の危険が予想される急傾斜地については、森林の持つ土砂流出防備機能及び水源かん養機能等を維持する観点から、林地としての保全を図る。 ・丘陵部における山頂・尾根筋及び急傾斜地については、土砂流出防止、環境保全等の観点から土地利用を抑制する。 ・土石流、地すべりやがけ崩れなど災害の発生のおそれのある土地の区域については、市街化を抑制する。 	
<p><下水道及び河川の都市計画の決定の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水の流出抑制を考慮した貯留浸透施設などの設置、雨水を河川などに放流する公共下水道及び都市下水路の整備、地震対策となる下水道施設の耐震化、汚泥の有効利用や処理水の利活用などによる循環型システムの構築を図る。 ・市街地に近接する丘陵地や山地を中心に、土石流、がけ崩れなどによる土砂災害を防止するため、土砂災害対策を推進する。 	
<p><主要な緑地の配置の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の安全性を確保する上で重要な防災公園や緑地など、地域防災計画における位置づけに応じた防災施設の配置により、防災に対応する都市づくりを図る。 ・土砂流出などの自然災害の防止を図るため、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置する。 	
<p><防災に関する都市計画の決定の方針></p> <p>災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、ハード整備による防災対策と併せて、災害の危険性の高い区域の明示や災害の危険性の高い区域における計画的な低密度化への誘導、情報収集・伝達体制と避難体制の強化などのソフト施策にも取り組む都市防災づくりを推進する必要がある。</p>	

都市構造の形成方針

広域的な都市連携を進めるとともに、個々の都市特性に応じた都市形成が重要。

今後は、これまでの拠点形成の考え方方に加え、各拠点を効率的に接続する公共交通軸を設定し、同軸沿線の一部にも都市機能や居住機能の誘導を行うことにより、これまでの“拠点を中心とした都市づくり”から、“拠点と公共交通軸による都市づくり”へと拡充を図り、多様な世代が便利な場所で暮らせる質の高い都市づくりを進める。



図 新宮町周辺拡大図（福岡都市圏将来像図）

●新宮町及び周辺の拠点、公共交通軸

拠点、公共交通軸	名称	市町名
広域拠点	JR 古賀駅周辺	古賀市
	JR 香椎駅周辺	福岡市
	アイランドシティ周辺	福岡市
拠点	JR 新宮中央駅周辺	新宮町
	下山田地区	久山町
基幹公共交通軸	JR 鹿児島本線	新宮町、古賀市、福岡市他
	西鉄貝塚線	新宮町、福岡市
	JR 山陽新幹線	福岡市、久山町

●大規模集客施設の立地誘導方針

	土地利用方針
広域拠点	床面積等の規模上限なく大規模集客施設が立地できるものとし、商業地域等の用途地域、地区計画等により、その実現を図る
拠点	床面積 10,000 m ² 以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る
拠点以外	拠点以外の地域は、大規模集客施設の立地を抑制する
公共交通軸沿線 (拠点を補完する目的)	広域拠点または拠点の都市機能を補完する目的で、公共交通軸沿線の駅・バス停に接続する大規模集客施設の立地を許容する
基幹公共交通軸 以外の沿線	基幹公共交通軸以外の公共交通軸の沿線において許容する施設は、原則として床面積 10,000 m ² 以下の商業施設等の大規模集客施設とする

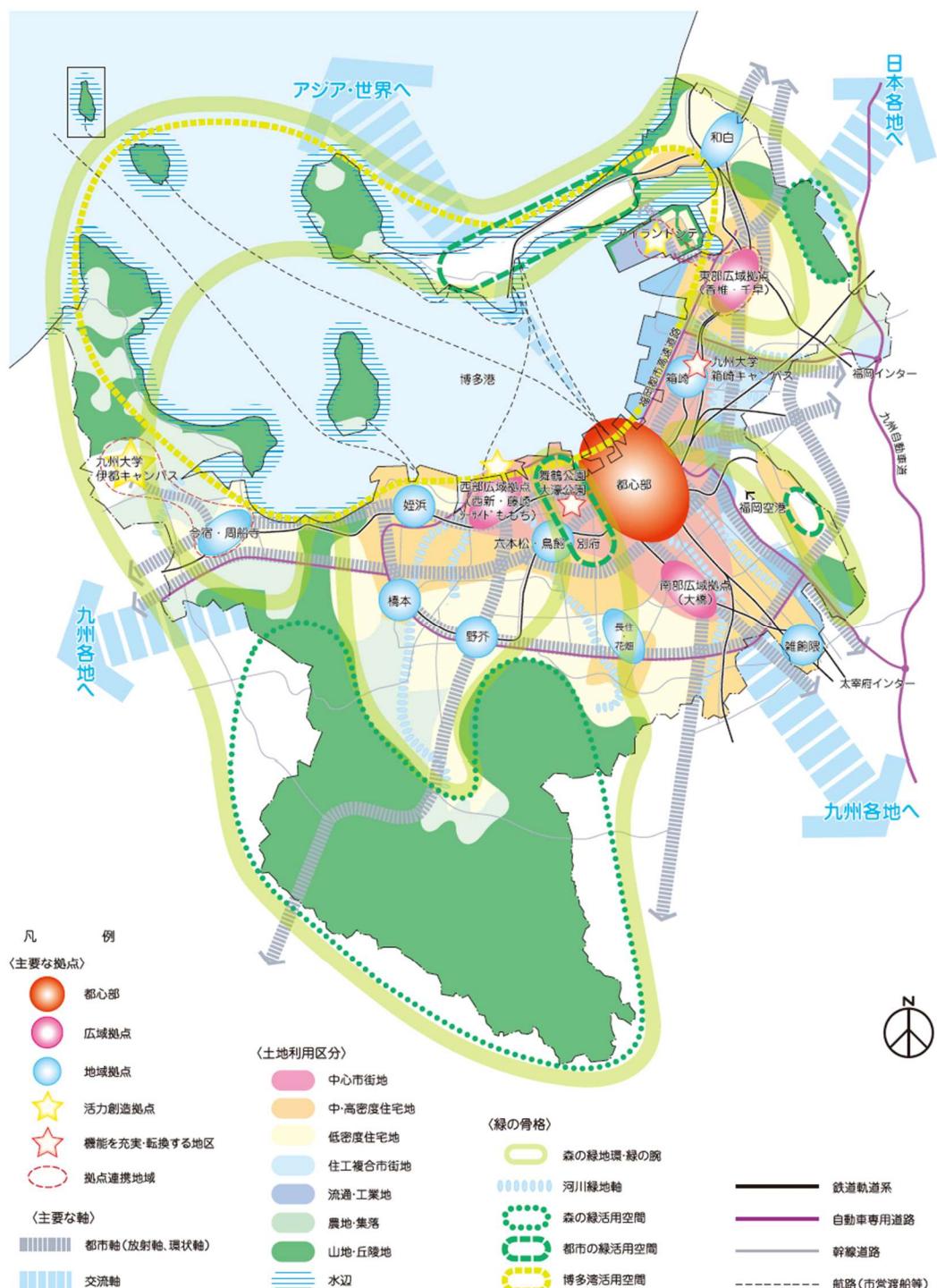
参考：福岡市都市計画マスタープラン/福岡市 平成 26（2014）年 5月

<拠点の位置付け> JR 福工大前駅（和白）：地域拠点（周辺は低密度住宅地）

<地域別構想> 和白(JR 福工大前駅周辺)：交流拠点や交通結節機能を生かした区の拠点

…業務・商業機能の適正な誘導、交通結節機能の強化、駐車場や駐輪場などの確保、地域拠点にふさわしい景観の誘導

【将来の都市構造図】



資料：福岡市都市計画マスタープラン（平成 26（2014）年）